

別紙料金表

訪問介護サービスご利用料金表

〔訪問介護〕

取扱要件		基本利用料	利用者負担金		
			法定代理受領分		法定代理受領分以外
			1 割負担	2 割負担(3 割負担)	
身体介護	20 分未満	1,664 円	167 円	333 円(500 円)	1,664 円
	20 分以上 30 分未満	2,491 円	250 円	499 円(748 円)	2,491 円
	30 分以上 1 時間未満	3,951 円	396 円	791 円(1,186 円)	3,951 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,789 円	579 円	1,158 円(1,737 円)	5,789 円
	1 時間 30 分以上	30 分増すごとに 837 円を加算（利用者負担金は 1 割負担 84 円、2 割負担 168 円、3 割負担 252 円）			
(引き続き「生活支援」を算定する場合)		所要時間が 25 分増すごとに 663 円を加算（利用者負担金は 67 円、133 円、199 円） ※身体介護中心型の指定訪問介護の所定時間が 20 分以上の場合に限る。			
生活援助	20 分以上 45 分未満	1,827 円	183 円	366 円(549 円)	1,827 円
	45 分以上	2,246 円	225 円	450 円(674 円)	2,246 円

〔訪問介護・加算〕

加 算	利用料	利用者負担金		
		法定代理受領分		法定代理受領分以外
		1 割負担	2 割負担(3 割負担)	
緊急時訪問加算	1,021 円	103 円	205 円(307 円)	1,021 円
同時に 2 人の訪問介護員等によるサービス提供	上記基本利用料の 2 倍の額となります			
夜間早朝加算	夜間、早朝の場合上記基本利用料金に 25%、深夜の場合 50%加算されます			

【介護予防訪問介護相当サービス】

取扱要件		基本利用料	利用者負担金		
			法定代理受領分		法定代理受領分以外
			1 割負担	2 割負担(3 割負担)	
訪問型サービス費 11	1 週間に 1 回程度の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた場合 (月 4 回超)(1 月あたり)	12,006 円	1,201 円	2,402 円(3,602 円)	12,006 円
訪問型サービス費 12	1 週間に 2 回程度の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた場合 (月 8 回超)(1 月あたり)	23,983 円	2,399 円	4,797 円(7,195 円)	23,983 円
訪問型サービス費 13	1 週間に 3 回程度の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた場合 (月 12 回超)(1 月あたり)	38,052 円	3,806 円	7,611 円(11,416 円)	38,052 円

訪問型サービス費 21	標準的な介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた場合 (1回あたり)	2,930 円	293 円	586 円 (879 円)	2,930 円
訪問型サービス費 22	20 分～45 分未満の生活援助中心の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた場合 (1回あたり)	1,827 円	183 円	366 円 (549 円)	1,827 円
訪問型サービス費 23	45 分以上の生活援助中心の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた場合 (1回あたり)	2,246 円	225 円	450 円 (674 円)	2,246 円

〔訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス介護共通 加算・減算〕

加 算 ・ 減 算	利用料	利用者負担金		
		法定代理受領分		法定代理受領以外分
		1 割負担	2 割負担 (3 割負担)	
初回加算	2,042 円	205 円	409 円 (613 円)	2,042 円
同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合の減算	所定の利用料金の 9 0 % に減算されます			
同一の建物等に居住する利用者の割合が 100 分の 90 を超えている場合の減算	所定の利用料金の 8 8 % に減算されます			
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数に 2 2 . 4 % 加算されます			